

## 民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年9月15日(金) 午前9時52分から午前11時30分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、星野副委員長、鈴木、齋藤(育)、井上、戸部 各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 角田(浩)市民部長、田村市民協働課長  
角田(真)健康福祉部長、信澤介護高齢課長、鶴淵健康課長
- 6 事務局 原事務局長、大島議事係長
- 7 傍聴者 福島久登
- 8 傍聴議員 高柳、相澤 各議員
- 9 議 事
  - (1) 付託請願の審査  
請願第4号 L G B T理解増進法の慎重な運用を求める意見書の提出を求める請願書
  - (2) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
  - (3) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
  - (4) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
  - (5) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
  - (6) 今後の日程について
  - (7) その他
- 10 会議の概要
  - (1) 付託請願の審査

○委員長 8月30日の本会議において、本委員会に請願第4号「L G B T理解増進法の慎重な運用を求める意見書の提出を求める請願書」が付託された。

審査に当たり、所管である市民部長及び市民協働課長に出席していただいているので紹介する。

まず、事務局に請願文書表の朗読をさせる。

(事務局 請願文書表朗読)

○委員長 休憩する。

(休憩 午前9時57分から午前10時7分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

次に、当局に参考事項等の説明を求める。

(田村市民協働課長 説明)

○市民協働課長 資料を2つ用意した。まず、1つ目は性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、L G B T理解増進法の概要で

ある。これは内閣府のホームページに掲載されているものである。2つ目は沼田市人権尊重のまちづくり計画の抜粋である。

まず、LGBT理解増進法の概要を御覧いただきたい。

この法律は、本年6月23日に公布、施行された。

第1条では目的、そして第3条では基本理念が規定されている。

国の役割、地方公共団体の役割、事業主等、それぞれの役割について規定がある。第5条において、地方公共団体の役割として、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとするとしている。資料の一番下に記載があるように見直し規定ということで、附則第2条において施行後3年を目途として、法律の施行状況等を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるとされている。

次に、本市の取組状況について説明する。LGBT関係については、本年3月に策定した沼田市人権尊重のまちづくり計画に盛り込まれている。資料56ページを御覧いただきたい。本計画において、人権課題ごとの取組方針を示しているが、LGBTQ等についても性的マイノリティ、性的少数者として、その取組方針を示している。現状と課題であるが、性的マイノリティが職場、学校といった社会の中で偏見や差別の対象となるなど人権が侵害される問題が起きており、その一方で性的マイノリティの課題について理解し、支援する人、支援したいと思う人や組織が増えつつあるという現状がある。平成16年には、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が施行され、一定の要件を満たす場合には戸籍上、性別を変更できるようになった。また、労働施策総合推進法が改正され、令和4年から中小企業を含む全ての事業所にパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務化され、指針で性的指向等に関する侮辱的な言動を行うことがパワーハラスメントに該当すると例示されている。群馬県では令和2年にぐんまパートナーシップ宣誓制度が導入されている。これらを踏まえ、基本計画における取組方針として、性的指向、性自認を理由とする人権侵害に関する教育、啓発活動の推進、支援体制の充実、ぐんまパートナーシップ宣誓制度の普及促進を掲げている。

参考に具体的な取組について説明する。令和3年度及び令和4年度の男女共同参画連続講座において、多様性をテーマとして講演を実施するなど、計画策定以前よりも啓発活動に取り組んでいる。最後に、市民の役割として、「多様な性の在り方を正しく理解しましょう」「ぐんまパートナーシップ宣誓制度について認識を深めましょう」と市民の役割を示している。これらの事項を踏まえ、今後も、講演会、講座の開催や啓発資料の配付、ホームページへの関連記事の掲載など、様々な方向から啓発に努めることにより、市民の理解を深め、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生活できる社会の実現を目指してまいりたいと考えている。

なお、資料58ページ、59ページにはアンケート結果が掲載されているので、後ほど御覧いただきたい。

○委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 ないようなので、質疑を終了し、委員に意見を伺う。

まず、戸部委員。

○戸部委員 L G B T理解増進法は理念法であって、これはある事項に関する基本理念を定め、具体的な規制や罰則について規定しない法律である。これは社会全体が理解を深めて進めることを目的としている。沼田市は沼田市で先ほど課長が言ったようなことをしっかりやっている。6月に施行された法律なので、意見書を出すのは時期尚早ではないかと思う。まず制定された法律がどのような形で運用されるかを見極めた上で出すべきであると思う。時期尚早であると思うので不採択としたい。

○委員長 次に、井上委員。

○井上委員 結論は不採択である。まず、大前提であるが、法律はどのようなものでも慎重に運用されるべきであり、慎重に運用されていると考えている。その上で、改めてこの法律を読んでみたが、やはり理念法であって、まず性の多様性に関する国民の理解を広げるために、政府にガイドラインや計画策定を求めるものが法律の趣旨になっていて、何かを縛ったり規制するような法律ではない。慎重に運用されるべきなのは、これから策定されるガイドラインや計画であると考えている。法律が施行されてから内閣府に政策立案に当たる担当部署が設置されたが、まだ政府の中でも計画の策定も進んでいないし、内容についても全く不透明な状態である。基本計画などが策定されるときには当然当事者であるとか、関係者も含めて意見を聞いたり、理解を得たり、先進各国の状況分析したりしながら慎重に進められるべきと考えている。この法律であるが、2021年、超党派の議員連盟がまとめた法案を基に議論されたものであり、長い間求められてきた法律の第一歩であると考えている。まずは政府の計画策定を注視すべきと考えている。ただ請願者を含め、心配される人たちの気持ちもよく承知しているので、国の基本計画ができて、沼田市で施策が実施される際には、慎重な審査を行うというふうに考えている。

○委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 私も不採択でお願いしたい。今回の問題、非常にセンシティブな問題だったので、自分なりに一生懸命勉強させてもらった。その中で昨日、前橋で活動しているL G B T Qの支援団体、ハレルワの代表、間々田さんとZ o o mで話をして、当人たちがどう感じているかをヒアリングさせていただいた。「この法律ができたから私達が救われるものではないが、大きな一歩になったことは間違いない」と。「これで救われることでもないし、何をするわけではない。でも、はじめの一歩は踏み出せた」「歓迎するべきであって、今この歩みを止めてほしくない」という当人たちの意見であった。私もそれに賛同する。本当にこれは罰則があるわけでもなく、人の心を縛るものでもなく、理解を増進させようという法律であると思っているので、不採択でお願いします。

○委員長 次に、齋藤委員。

○齋藤(育)委員 不採択でお願いしたい。社会全体として個人の人権が尊重されるべきであるという理念にのっとって、多様性を認め合うという大きな一歩を踏み出したと思う。本市としても人権尊重のまちづくり計画が進められている。ここで全てが一転するということではないと理解している。これからの国の計画運用に関しても当然慎重に進められるものと思っている。その状況を見極め、また意見を言うていただくのがいいと思う。

○委員長 次に、副委員長。

○副委員長 不採択である。私は沼田市の男女共同参画の講座に長年参加しており、今までも人権やLGBTQのことについて学んできた。ここでやっと今、一步が踏み出せて、そして性的少数者の皆さんに対する意識啓発が始まったと思っている。まず、これが進んでいく中で、国の経過を見ながらその運用については注視していきたいと思う。今はこの状態でいくべきと思っているので、不採択でお願いしたい。

○委員長 それでは各委員の意見であるが、全委員、不採択ということである。  
休憩する。

(休憩 午前10時19分から午前10時20分まで)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

ただいまの意見は、全会一致で不採択という意見である。本請願については不採択すべきものと決定することによろしいか。

(「はい。」と呼ぶ声あり)

○委員長 それでは、本請願は全会一致で不採択すべきものと決定する。

以上で付託された請願第4号の審査を終了する。

傍聴者及び当局はここで退席願う。

なお、審査結果について委員長報告は委員会終了後、確認することとする。

## (2) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 次第(2) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明についてであるが、今回は調査事項、報告事項ともないのでこのまま進行する。

## (3) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(3) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。意見はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 市内で活動している結いの子の家の活動の勉強会みたいなものができたらと思っている。

○委員長 調査事項ではなくということか。

○鈴木委員 管内調査の一環として。

○委員長 結いの子は事務所がない。自宅になっている。もしあれだったら来てもらって活動内容を説明してもらおうのがいい。

(「そのほうがいい」の声あり)

○委員長 そうすれば、午前中に私立保育園の園長先生との意見交換会があるので、午後1時半から委員会があるのでその前に5分、10分説明してもらおうので皆さんもいいか。

先ほど、市民協働課でやった人権尊重のまちづくり計画、皆さん内容を聞いたことがあるか。男女共同参画に参加している人は勉強会があったりするので聞く機会が多いかと思

う。

○副委員長 今委員長の発言を推察すると、私たちが勉強会をして理解をより深くするのはどうかと言っていると思ったのだが、そうであれば賛成である。

○戸部委員 いいのではないか。詳しく分からないと。法律も施行されたばかりなので、内容が分からない。

○委員長 今回は請願が出されたから皆さん自分なりにいろいろ調べてきたと思うが、沼田市でもこういった取組をやっているの沼田市の取組を皆さんで勉強するいい機会であると思う。

○戸部委員 民生福祉常任委員会だけでなく市議会全体でやってもいい。

○委員長 そうであれば、議長に申し入れて……。

○事務局長 懸念される点がある。沼田市には様々な計画がある。その都度、議会全体で勉強会をするとなるとなかなか難しい。それをある程度分散するのが、常任委員会の役目でもある。

○委員長 そうなると委員会でやったほうがいい。

○事務局長 そこで勉強したことをそれぞれの議員が他の議員に伝えて何か聞きたいことがあれば一般質問であるとかそういったところで反映していただくのも一つの方法ではないか。

○委員長 委員会として勉強会……。そのような方向で進めさせてもらっていいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 ないようなので、以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

#### (4) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(4)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。介護高齢課の所管に係る事項について説明願う。

(信澤介護高齢課長 説明)

##### ア 介護高齢課

###### ・調査事項

###### 1 高齢者バス利用促進事業の状況について

###### ・報告事項

###### 1 令和6年度市民敬老号の中止について

○介護高齢課長 調査事項1「高齢者バス利用促進事業の状況について」説明する。

本事業は65歳以上で本市に住所のある人が、路線バスの運賃支払いの際に、敬老割引等登録証を提示し、ICカードによる決済を行った場合に運賃の半額を補助する事業である。

敬老割引等登録証の発行状況について説明する。

資料（２）の表は、４月からの各月ごとの敬老割引等登録証の発行状況である。４月は24枚、５月は17枚、６月は21枚、７月は17枚、８月は10枚であり、８月末日までの累計は89枚となっている。なお、証明書の発行は本事業の協力事業者である関越交通株式会社沼田営業所の窓口で行っている。

次に、高齢者バス路線利用促進事業補助金の交付状況について説明する。

資料（３）の表は、４月以降の利用件数と補助金の交付状況である。４月は42件で7,260円、５月は140件で20,944円、６月は236件で41,626円、７月は301件で50,778円、８月は373件で68,195円であり、８月末日までの累計は1,092件、188,803円である。

次に、報告事項１「令和６年度市民敬老号の中止について」報告する。

まず、旅行検討委員会における検討状況について説明する。

令和５年８月７日に開催した第１回旅行検討委員会において、令和６年度市民敬老号を中止とすると決定した。検討委員会のメンバーは沼田市老人クラブ連合会長、各支部長、女性部長、女性委員の９名で、全て沼田市老人クラブ連合会の理事で構成されている。開催中止の主な理由を報告する。１つ目はコロナウイルス感染症が５類に移行されたが、参加者の重症化リスク等を考えると開催できないということ。２つ目は参加者が激減しており、今後、感染状況が落ち着いたとしても、増えることは考えにくいということ。３つ目は燃料代をはじめ、物価高騰の影響から、旅行代金が高騰しているということ。４つ目は敬老号以外の選択肢が増え、個人で楽しむ時代に変化していることなどである。

最後に、市民敬老号の開催実績についてであるが、資料（３）の表は、平成21年度以降の開催実績である。平成27年度をピークに参加者が減り始め、令和２年度は中止となったが48名の申込みとなっている。旅行検討委員会ではこうした状況を考慮して、今後について検討を進めていきたいとしている。

○委員長 報告が終わった。まず、調査事項１「高齢者バス利用促進事業の状況について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 敬老割引等登録証についてであるが、交通系ＩＣカードの発行状況ということでもいいか。それとも高齢者が登録して、この人数が登録したということか。高齢者の登録人数。利用人数はまた別ということになるのか。分かりにくかったので説明をお願いしたい。敬老バスカードがなくなってこの事業に引き継がれたということであると思うが、以前と所管が違うので分からなければ仕方ないが敬老バスカードの利用状況とこの高齢者バス利用促進事業の利用状況の差がどれぐらいなのか、分かれば教えていただきたい。

○介護高齢課長 まず、先ほど最初の敬老割引等登録証の発行状況であるが、敬老バスカードを利用するときに市で発行する赤いカードがあるが、あれと同じ役割をしている。今回ＩＣカードと敬老割引等登録証をセットでお持ちいただいた人に割引を受けていただけるといような仕組みになっている。その登録証の発行自体を関越交通で行っているということになる。ＩＣカードは*p a s m o*であるとか、*S u i c a*であるとか、*n o l b é*であるとか、そういったものになる。それをセットで持ってきた人が割引を受けられるということになる。バスカードの利用状況については手元に資料を用意していないが敬老バスカードも現状では使えている状況である。手持ちのものについては、来年１月31日まで使えることになっているので、払戻しを希望される人には払戻しをしているところであるが、

現在も使っている人がいると把握している。本日、資料を持ち合わせていないのでここで比較ということはできない。

○井上委員 先ほどの説明であると、この事業を利用している人はトータルでも89人しかないということになると思う。そういう認識でいいか確認させていただきたい。あくまでも新規事業ではあるが、敬老バスカードから引き継ぎで、高齢者の交通手段の確保ということを目的としていると思うので、そこは以前まで使っていた人がどれぐらい使わなくなったかというのを把握しておかないと、事業としてちょっと片手落ちになるという気がしている。どう考えているか伺いたい。

○介護高齢課長 最初の質疑であるが、現状まだ4月から始まったところであり、バスカードの販売は終わったが多めに買っておこうという人もいた。先ほど申し上げたとおり来年1月31日まで敬老バスカードが使える。本事業も4月からなので比較するのはこれからになると思う。現状、先ほど申し上げたとおり、8月末で89人の申請ということになっている。それから2つ目の質疑については、おっしゃられるとおり、これから比較検討、検証していかなければいけないと思うので、そういった作業をしていきたいと思っている。

○井上委員 まだ始まったばかりで人数が少ないということであるが、周知をどう進めていくか。もう既にデマンドを含めてICカードとかが使いにくいという声も聞こえてきている。実際その事業をやっているのは、企画政策課であって、なかなか介護高齢課だけでは解決できない問題だと思う。企画政策課とどういう調整をしているか。まだしていないのであればどういう調整していくのか伺いたい。

○介護高齢課長 高齢者バス利用促進事業については、昨年度の終盤から「敬老バスカードの販売を終了します」「こういった仕組みに変わります」ということは、広報でも2回掲載した。半年くらいの期間をかけて説明してきた経過がある。その期間も企画政策課と調整して広く使っていただけるように、バスの利用促進事業の中の高齢者部門ではあるが、「こういった形でやっていきたい」「デマンドバスにもICカードの機械を搭載しないと広く使えるようにならない」など、いろいろな事務レベルでの打ち合わせを行いながら今に至っている状況である。その検証が必要になってくると思うので、そこは改めて、企画政策課と打ち合わせしていきたいと思う。

○委員長 よろしいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 バスを利用している人、ICカードのPASMOを持っているが、まだ関越交通ではICカードが使えないということで、敬老割引等証明証を持っていたがそれを提示しても半額にならなかったというようなことがあった。バスカードは来年1月30日までと説明があったが、関越交通では1月31日までにちゃんとそういったICカードでの決済ができるようになればいいが、まだそれができないような状況だった場合には、その期間を延長するとかそういった検討をしているのか伺いたい。

○介護高齢課長 今のところお知らせさせていただいているとおりに考えている。今お伝えいただいた件に関しては把握していなかった。詳しく聞かせていただければ確認させてもらいたい。ただ先ほど申し上げた今の仕組みであるとか敬老割引等登録証、記名式となるがICカード、路線で使えないところもあるが、それをお持ちであれば割引に該当するはずである。

○委員長 利用している人は川田地区の人で、中山本宿線をしょっちゅう利用する人である。年金暮らしだとやはり運賃が高い。「だったらデマンドのほうが400円だから安いじゃないか」と言うのだが、関越交通に早めに対応していただければいいと言っていた。そういったことも介護高齢課として関越交通に状況を確認しながらなるべく早くICカードを使うような形をとってもらえばありがたいと思う。その辺についてもう一度伺いたい。

○介護高齢課長 ICカードを使っていただける路線については、ICカードを読める機械を搭載している車両になる。搭載していなければ使えないということになる。中山本宿線は基本的には使えると把握している。

○委員長 実際に利用している人が私に言ってきた。確認して対応していただければありがたい。

○介護高齢課長 承知した。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 次に、報告事項1「令和6年度市民敬老号の中止について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 開催中止の理由を見ていくと、今後はもうやらないのかなと感じる。来年度以降はそのときに検討するということか。

○介護高齢課長 旅行検討委員会は記載のとおり老人クラブに委託している。令和6年度についてはこういった結論になっているが、それ以降については結論が出せないと聞いている。現状では平成7年度も検討委員会を行うということである。

○井上委員 分かった。開催することがいいとも悪いともこちらからは言えないが、人数の激減を見ると、正直、団体のバス旅行がもう求められていないという気もする。事業継続が一番大事なことではないので、しっかりと中身を判断した上で決めていただければと思う。

○介護高齢課長 承知した。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で介護高齢課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。

(鶴淵健康課長 説明)

## イ 健康課

### ・調査事項

- 1 不妊治療助成事業の状況について
- 2 新型コロナウイルス感染症の市内における感染状況について

○健康課長 まず、調査事項1「不妊治療助成事業の状況について」説明する。

資料を御覧いただきたい。平成30年度から令和4年度までに助成を行った年度ごとの件



数と助成金額である。件数、助成金額ともに大きな増減はないが、状況は大きく変わっている。令和4年4月から不妊治療が保険適用となっている。それに伴って、群馬県は助成事業を終了している。本市は保険適用後も本人負担額の2分の1に相当する額、10万円を限度として、それまでと同様に助成事業を継続している。なお、不妊治療が保険適用となったことにより、治療に取り組むハードルが下がったと感じている人もいるようである。

次に、資料4ページを御覧いただきたい。

調査事項2「新型コロナウイルス感染症の市内における感染状況について」説明する。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数については、群馬県が県内の定点医療機関から月曜日から日曜日までの1週間分の患者数の報告を受け、1医療機関当たりの患者数を定点患者数として毎週水曜日に公表している資料だけが情報源となっている。その資料が本日配布したものである。2ページ目が新型コロナウイルス感染症の発生状況であるが、御覧のとおり感染者数は利根沼田地域までしか分からない状況である。なお、定点把握なので、定点ではない医療機関を受診した陽性者数は含まれていない。また、医療機関を受診しない陽性者数も当然含まれていない。

○委員長 説明が終わった。まず、調査事項1「不妊治療助成事業の状況について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 助成の件数は表で分かるが、これが実際に妊娠・出産にどれくらい結びついているか分かれば教えていただきたい。

○健康課長 令和4年度であると17件、妊娠の届出を受けている状況である。手元に過去5年の資料がある。令和3年度は16件、令和2年度は8件、令和元年度は11件、平成30年度は15件であり、おおむね50%に近いようところで推移している状況である。

○井上委員 3割から5割ぐらいが妊娠に結びついているということであるが、逆に5割から7割ぐらいは妊娠に至っていないということである。年齢などが理由なのか。あるいは回数をもっと多くすればなんとかかなりそうなのか。なかなか難しいと思うが、そういうことは課として把握できているか。

○健康課長 はっきり申し上げると分析できないと私自身、認識しているところである。

○井上委員 様々な要因が絡み合うので、行政で単純に分析できるとは思わないが、例えば、産婦人科を持っている病院と連携して、回数をもっと増やしたほうがいいのかとか、今の時代であれば年齢を少し上げても妊娠に結びつくのではないのかとか。沼田市は年齢要件がないので大丈夫であるが、国は年齢要件がある。今、地域の産婦人科は利根中央病院しかない。そういうところと連携して、どうやったらもう少し出産に結びつくかということを含めて制度の見直しをしたほうがいいのかと思うが考えを伺いたい。

○健康課長 非常に難しい質疑である。私自身の考えとすると、まずはこの事業に取り組んでいただけているということ自体が成果ではないかと考えている。新たな命は授かりものという考え方もある。沼田市では回数制限や年齢制限を設けていないので、その年度において、それぞれの夫婦がトライする状況は様々であると思う。年度で10万円が限度ではあるが実施している。私としてはこの現状の制度を維持・継続していければと考えている。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 課長の説明の中に継続という言葉があってほっとしながら質疑させていただ

く。本当に人口減少、少子化の中で、県が終了した中でも沼田市が続けていることを評価している。新年度予算もそのような考えを持っているのか伺う。

○健康課長 私自身とすると、健康課として予算要求をしたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 次に、調査事項2「新型コロナウイルス感染症の市内における感染状況について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 5類になって情報が本当になくなってきた。県が情報を管理していると思うので、沼田市では状況が分からないと思う。少ない情報の中でも、最近、感染者が増えてきている。資料見ると10代がかなり多くなっている。集団感染などそういった情報は来ていないのか。

○健康課長 本日提示したもの以外の資料は一切来ていない。

○戸部委員 そうなると本当に今はもう誰が雇っているか分からない。かなりまた増える状況にあると思う。その情報がないと警戒しない。それを今度は県にもある程度情報を出してもらえるように対応してもらいたいと思うがどうか。

○健康課長 5類に移行して、説明したとおり、定点での報告しか来ないというのが現状である。

定点当たりの報告数とは何かということ再度説明させていただきたい。1医療機関の患者報告数を意味していて、1医療機関からの1週間分の患者報告数をその週に報告のあった定点医療機関で割った数となる。データの的には時系列の変動を調べて流行の推移を見ることには有効であると言われている。利根沼田地域においては、5つの医療機関が選定されている。群馬県全体とすると87医療機関が選定されている。例えば、5つの利根沼田市の医療機関から1件ずつ報告があると、合計で5ということになる。5割る5で1、定点報告者数は1となる。仮に報告のない病院があればそこは分母にはならない。市としては、一般質問でも市長が答弁したが、高齢者と接する場合であるとか、重篤な症状を有する人と接する場合等についてはマスクの着用を推奨している。それから、窓口等においてもマスクを着用して市民の皆さんと接するような対応を継続しているところである。ホームページでも、先ほど配付した資料にリンクを貼って、そこに市民の皆さんがたどり着けるようにしている。マスクの着用は個人の選択ではあるが、重症患者と接する場合であるとか、高齢者や基礎疾患を有する人と接する場合などにおいては、「引き続き感染予防対策を講じてください」というようなお願いをしているところである。

○戸部委員 NHKのニュースを観たら、5類になってマスクの着用は自由で構わないということであったが、学校で集団感染が多くなってきて、最近は学校としても「マスクをしてください」とような方針の学校もあるようである。所管は違うとは思いますが、健康課としてマスクの着用はこれからはある程度、推奨していったほうがいいと思うが課長の考えを伺いたい。

○健康課長 状況が刻々と変わっている中であるが、健康課としてはこれまでと対応を全く変えず、あくまでもマスクの着用については個人の選択としながら、例えば隣の席に具合の悪い子供がいるような状況など様々なケースが想定されるが、「そういった場合には

マスクを着用してください」ということはこれまでも言っていることである。学校としては教育委員会にそういった状況を踏まえながらケースバイケースの対応をしてもらっていると考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で健康課を終了する。

以上で、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(6) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(6)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。

(健康福祉部 退室)

(5) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(5)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。井上委員。

○井上委員 調査事項そのものではないが、ちょうど決算審査特別委員会が終わったところで、この民生福祉常任委員会が所管となる質疑もされている。それに基づいて、全部ではないにしてもこちらで調査するというのもいいのではないかと思うがどうか。決算審査特別委員会で出たものを常任委員会の中でもう少し詳しく説明してほしいという話もできるのでどうかと思う。

○委員長 井上委員から提案があったがどうか。

○副委員長 いいと思う。それで一つの結果が出て市長に提案するなどできたらと思う。

○委員長 健康福祉部について、井上委員からあるか。

○井上委員 健康福祉部はなかなか難しい。個人的にはやはり地域介護予防活動支援事業はなかなか中身も見えてこないのでもいいと思う。具体的に内容の報告をしてもらおうかということはこの中で話し合うということにはなると思う。介護事業がいろいろと変わっていく中で多分一番力入れていかないとどんどん要介護者が増えていくことになるので、市としてどうフレイル予防をやっているとか聞けるといいと思う。単純に聞きたいというよりは委員会として調査をするものを何項目か決めてやってもいいのではないかと感じている。1回だけの調査報告ではなく、年間というか、長いスパンのテーマとして調査していく項目が決算の中からあってもいいのではないかと思う。それぞれ皆さんで見えてきて、こ

ういう事業のこういうところを調べたほうが良いというを出していけるといい。一回一回単発の調査報告ではなく、副委員長が言ったように提言まで出せるような調査になると思う。

○戸部委員 あれもこれもということになると深掘りできなくなる。皆さんに意見を出してもらって、ある程度絞ったほうが良いと思う。副委員長が言うように提言までするにはやはり1つとか2つに絞ったほうが良い。

○委員長 例えば今年度は1つ、2つに絞って、それを定期的にやって、次年度はまた…。

○副委員長 今、井上委員に言ってもらったので、来月の私たちの宿題として項目を自分たちでよく見て来月というのでどうか。

○委員長 では、次回の委員会までに皆さんに考えてもらって委員会として継続して調査していくというのでどうか。

○井上委員 もちろん決算で出たものだけではなくて……。

○鈴木委員 健康福祉部に限定するのか。

○委員長 別に市民部でもいい。例えば、以前まであったが、途中でなくなった事業。なんでこの事業を止めたのか。もう1回継続してやってもらったほうが良いのではないかと。そのような形でいいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○鈴木委員 戻ってしまうが、提言までを目標とした調査か。例えば今こういう問題があるからこの問題を深掘してこの問題に対して提言をしようというところを目標とするのか。

○委員長 それでもいいし、今取り組んでいるものに、もっとこうしたほうが良いとか提案して、それに対してどうだったみたいな。そういうのもいいと思う。もしあれならまだ議会の最終日が残っている。20日までに次回の項目を考えてもらって20日、議会が終わった後にまた委員会を開いてもいい。20日までに考えてもらって、議会が終わった後に、もう1回委員会を開いて、当局に通告するというのでいいか。

○事務局書記 確認させていただきたい。市民部で人権尊重のまちづくりに関して勉強会というような話もあった。それについてはどうされるか。提言の話は担当冥利に尽きるところでもある。結局のところ提言あるいは当初予算に反映してもらおうとかできることが望ましいと思う。検討のテーマと内容、結果次第では、近いところで答えが出せるかもしれないし、あるいは構成替え前ということになるかもしれない。そういった視点も持ちつつということで受け止めさせていただいた。調査事項は行政調査、管内調査にも繋げて考えることもできると思う。20日に常任委員会を開催いただいて検討いただくのもよろしいかとも思うし、提言や予算編成に反映させるという視点を持った調査をしていただくのもよろしいかと思う。話は整わないが確認をお願いしたい。

○副委員長 もしも新年度予算に向けた要望書を出すとなるといつまでが期限か。

○事務局書記 これまでの例であると12月がぎりぎりである。

○戸部委員 それで結論を出すのは大変である。

○委員長 市民部、健康福祉部からいろいろな話を聞きながら「これは取り組んだほうが良いのではないかと」というのがあったら、委員会として市長に提案してもいい。

○事務局書記 今回、決算審査で様々な質疑が出ているので、ある程度、論点の整理はできているとも思っている。当然、今年の12月までに検討して令和6年度当初予算に向けて要望するという選択肢もあるし、翌年の12月までしっかり時間をかけて、徹底的に分析して要望していくというのもよろしいかと思う。

○委員長 20日に常任委員会を開いて決めていくというのでいいか。

○戸部委員 調査事項の確認でいいのではないか。

○委員長 では、20日、本会議、防災訓練が終わったあとに常任委員会を開催するということでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○委員長 では、20日、防災訓練後、この場所に参集願う。

○井上委員 せっかく、結いの家に来ていただくのであれば、鈴木委員からその件に関連する調査事項を出してもらえると、結いの家も時間を費やす価値があるのではないか。せっかく、結いの家に来てもらうのに委員会調査で触れていないと価値がなくなる。

○委員長 昨日、結いの家代表者から電話があった。テラス沼田の1階、多目的スペースで毎月第2日曜にMOTTAINAIプロジェクトというのをやっていて、ひとり親家庭であるとか、貧困の家庭に食料品を配付している。以前は利根郡信用金庫付近でやっていたが、雨が降るとなかなか厳しいということで多目的スペースを使うようになった。ただ、予約受付の初日にも関わらず、なかなか予約が取れないということで「それはおかしくないか」と。市の予定であれば仕方がないが、趣味でやっているものではないので、できれば優先的に予約できないかというような話だった。だが、優先的というのはそれぞれ優先度があって難しい。

○副委員長 予約は早い者勝ちということか。

○委員長 そのようだ。

○副委員長 私は音楽関係者から市有施設の予約の方法が統一されていないことで相談を受けた。早い者勝ちになるとどんどんエスカレートしてしまう。そこをもっと公平にできるようなやり方が求められていると思う。

○鈴木委員 ウェルプラザはMOTTAINAIプロジェクトでは使えないのか。

○副委員長 あまり場所が変わってしまうと来てくれる人が嫌がるのかもしれない。

○委員長 最初は保健福祉センターの入口のところをやっていた。

○副委員長 駐車場も近いからいいのではないか。

○委員長 そういった結いの家取組であるとか、鈴木委員から事前に情報をいただければ質疑ができるが、その場で聞いて、その場で聞くというのはなかなか難しい。よろしくお願ひしたい。

○鈴木委員 資料を用意する。

○委員長 よろしいか。そのような形で進めさせていただきたい。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○委員長 以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(6) 今後の日程について

○委員長 次に、(6) 今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(7) その他

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

(午前11時30分 終了)